自民党看護問題小委員会 委員長 田村 憲久 様

> 一般社団法人日本看護系大学協議会 代表理事 上泉和子



要 望 書

時下 ますますご清祥のことと存じます。日頃の看護学教育についてのご尽力に感謝申し上げます。

一般社団法人日本看護系大学協議会は、看護学高等教育機関相互の連携と協力により、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することを目的とする法人です。保健師・助産師・看護師の国家試験受験資格を取得させうる4年制大学及び省庁大学校の代表を社員とし、設置主体を問わず看護系の大学が加盟しています。

看護系大学、学部等は、平成 29 年 4 月には 257 校、267 課程となり、わずか 30 年の間に 25 倍になりました。入学定員は前年より 1,000 人近く増え、およそ 22,500 人となります。関係各位のご尽力に心からお礼申し上げます。看護基礎教育を学士課程で行うことは、長年にわたり看護界が切望してきたところであり、今後ともより一層の、看護学士課程教育の量的拡大に努力してまいります。一方で社会から看護学教育の質保証に重大な関心がよせられており、日本看護系大学協議会はこのような状況をふまえ、「看護学士課程教育の質保証ー量と質の共栄ー」という観点から、取り組んでいく所存です。

つきましては、下記の点について多大なるお力添えをいただきたくご協力をお願い 申し上げます。

1. 日本看護学教育評価機構設立・分野別評価実施へのご支援と助成について

わが国の第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)では、高度専門人材育成に向けて、「大学における分野別質保証の構築・充実に向けた取り組みを促進する」こととしています。看護学教育においても質保証の観点から分野別教育評価が重要であると認識し、かねてより文部科学省大学評価研究委託事業等の助成を受け、分野別評価の実施に向けて取り組んできました。

本協議会では平成23年にグローバルスタンダード(CCNE: Commission on Collegiate Nursing Education) に即した、学士課程ならびに大学院修士課程の看護学教育コアコンピテンシーを策定し、平成28年度にはコンピテンシーに基づく教育カリキュラムを策定しました。また、現在は文部科学省の助成を受け、実習に係る基準(案)をつくり、今年度中に報告することとしています。本会では、これらを基に、評価基準ならびに評価体制の整備をしてまいります。

平成30年度中に分野別評価を実施する体制である「日本看護学教育評価機構」を設立し、平成32年度から試行評価を開始します。

つきましては、分野別評価の円滑な実施に向け、機構の設立・運営および評価の試 行に、多大なるご支援、ご助成をお願いいたします。

2. 看護系大学における教員の確保、資質向上のための FD プログラム実施に係るご支援と助成について

看護系大学の量的拡大により、新設大学のみならず、既設の大学も教員確保が困難な状況にあります。看護系大学の教員数はおよそ7,000人で、大学等の開設に伴い、年間100人程度増加しています。平成27年度の実績では、看護学修士合取得者228名、博士号取得者123名が大学等に就職しておりますが、看護系教員の数的な不足は明らかです。大学教育の質保証においては、教員の確保が喫緊の課題です。

また、コアコンピテンシーを基盤とするカリキュラム編成、ならびに学士力や各大学の方針に基づき、将来を見通したカリキュラムの見直しと開発が必要になります。 さらに保健医療福祉のパラダイムシフトに呼応し、地域における看護ケアに係るカリキュラムの構築、および地域を基盤とした看護ケアに係る教員の教育力向上が必要です。

以上のような状況から、自大学の理念やポリシーに基づくカリキュラム開発とカリキュラムマネジメントが実施できる看護教員を育成するための研修プログラムが必要となります。

これらの点をふまえ、①看護系大学院における看護教育学講座の早急な立ち上げへの支援として、特別講座への助成、②カリキュラム開発に係る看護教員のFDプログラムとしての研修実施への助成、③大学/学部管理者のためのFDプログラムならびに研修実施への助成、をお願いいたします。

3.大学院博士課程教育の推進・充実

看護系大学においては、博士課程は89校となり、研究者、教育者の育成に尽力しています。しかしながら近年の研究開発のニーズをみれば、政策に資するビッグデータ等を扱うことができる研究者、学際的研究開発プロジェクトをマネジメントできる研究者などの必要性が高まっていることは明らかです。

そこで、①政策に資するようなビッグデータを扱うことができる研究者を育成する博士課程教育への支援、②学際的な研究開発のプロジェクトを運営できる研究者育成が可能な博士課程への支援、をお願いいたします。

4. 高度実践看護師(専門看護師: CNS、ナースプラクティショナー: NP)教育の推進

日本看護系大学協議会では、平成 10 年より大学院における専門看護師教育課程の認定を開始し、平成 24 年には概念を整理し、専門看護師とナースプラクティショナーを含む高度実践看護師制度に改正しました。平成 26 年度にはナースプラクティショナー教育課程の認定を開始し、修了者を出すこととなりました。

教育課程の増加、高度実践看護師へのニーズ、ならびに専門看護師の活躍や成果を鑑みれば、その教育の推進に力を入れる必要があると認識しています。そこで、現在は本会の委員会組織で行っている取り組みを、将来的には高度実践看護師の教育課程ならびに資格認定を行う独立した組織を立ち上げ、さらなる教育の推進と活動の支援を行うことが社会や国民のニーズに応えることにつながると考えます。また、保健医療福祉における地域包括ケアの時代に向けた新たな看護学教育の在り方を探求し、地域で看護を実践する指向性を育成するための教育のグランドデザインが必要となります。

今後の地域包括ケアの実現にむけてキーとなるのは専門看護師やナースプラクティショナーなどの高度実践看護師です。これらをふまえ、①地域包括ケアを推進できるリーダーシップやマネジメント能力を具えた、高度実践看護師の養成のプログラム開発ならびに大学院生の学修への助成をお願いいたします。また、②高度実践看護師教育課程認定機構(仮称)立ち上げへのご理解をいただき、ご支援を賜りたい。③また、高度実践看護師教育課程進学者への奨学資金のご支援をお願いいたします。